



本事業は、SDGsの「4 質の高い教育をみんなに」「12 つくる責任 つかう責任」等に資する取組です。

2023年2月27日（月）

愛知県民文化局県民生活部県民生活課
消費生活相談・消費者教育グループ
担当 寺澤、加藤
内線 5031、5032
ダイヤル 052-954-6165

— 消費者トラブル情報 —

＜あいちクリオ通信 2023年2月号（No.416）＞

ペットの購入トラブルに御注意！

～ペットの健康状態や契約の内容をしっかりと確認しましょう～

愛知県及び市町村の消費生活相談窓口には、ペットの購入トラブルに関する相談が寄せられています。

「ペットショップやブリーダーから購入したペットが先天性の病気を患っていた」、「ブリーダーにペットの購入予約をし、その後キャンセルしたが、予約金の返金はできないと言われた」などのトラブルが発生しています。

購入後に先天性の病気が判明し、販売店に治療費の補償を求めたが、契約書に「交換による補償のみ」「治療費の負担は販売価格の50%まで」といった、特別な定め（特約）を設けて、販売店の責任を限定している場合があります。購入する前に対面で健康状態などの説明を受けることや、キャンセル時の対応など、契約内容をしっかりと確認することが重要です。

相談事例

- ブリーダーの犬舎に見学に行き、購入した犬が先天性の疾患を持っていた。購入時、健康診断書は受け取ったが、親や兄弟犬の遺伝疾患について説明がなかった。ブリーダーは交換対応ならできると言うが、他の犬に換えるつもりはない。治療費を負担してほしい。
- インターネットで探したブリーダーを訪ね、猫の購入契約をし、予約金数万円を支払った。帰宅後考え直してキャンセルの連絡をしたが、ブリーダーから予約金は返金できないと言われた。数時間前の契約なのに返金されないのは納得できない。

アドバイス

- 購入したペットに隠れた^{かし}瑕疵（先天性の病気など）があった場合には、獣医師の診断書を元に、販売店に治療費の請求や契約の解除を求められますが、特約によって責任の範囲を限定している場合もありますので注意しましょう。
- 「どんな理由であっても損害賠償請求や返金はできない」などといった消費者に一方的に不利な条項は、消費者契約法の規定により無効となる場合があります。
- ペットショップやブリーダーなどの販売業者は、動物愛護管理法の規定により第一種動物取扱業への登録が必要です。登録業者は購入者にペットを直接見せ、重要事項18項目を、文書などを用いて対面で説明する義務があります。購入を検討する際は、動物の健康状態や飼育環境、登録業者であるかどうかなどを事前に確認しましょう。
- 都合により飼えなくなった、イメージと違ったなどの自己都合のキャンセルの場合は予約金が返金されないケースが多くみられます。予約金を支払う際はキャンセル時の対応を確認して慎重に検討しましょう。
- 不安や疑問に思った場合や、トラブルに遭った場合は、すぐに「消費者ホットライン ☎188」に相談してください。

◇ 消費者ホットライン ☎188（いやや！）

※身近な消費生活相談窓口につながります。